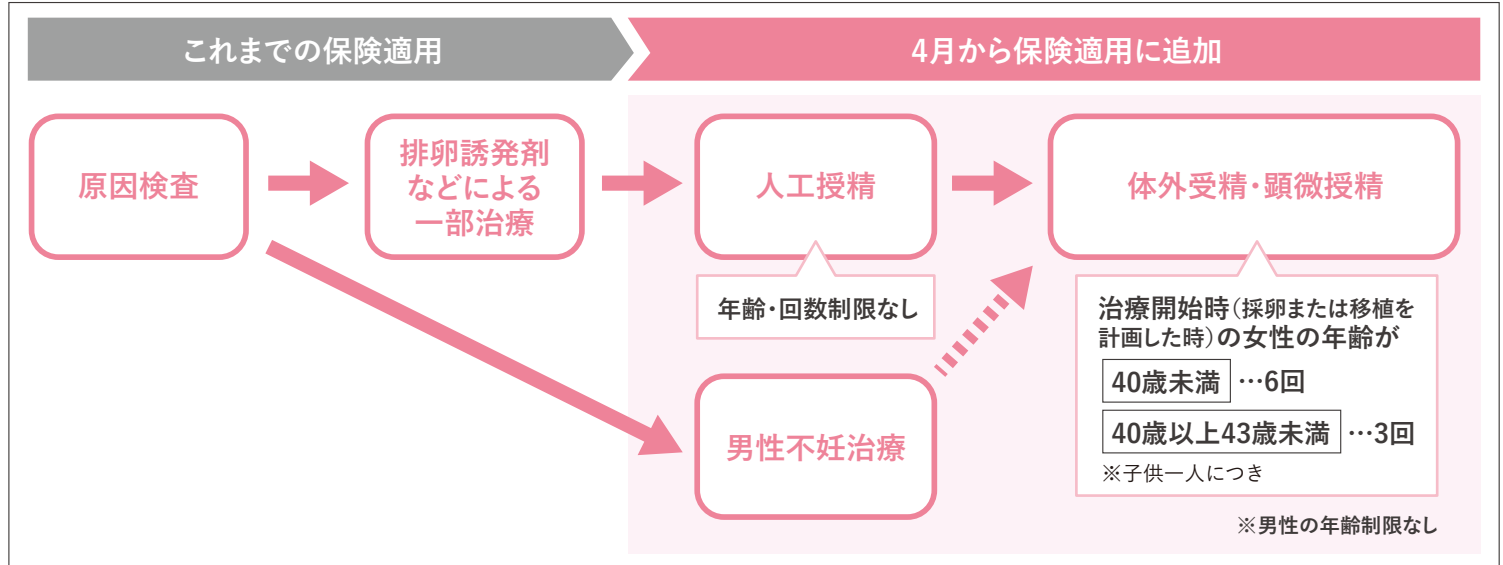


令和4年2月9日に厚生労働省より、不妊治療に関する診療報酬の改定が発表されました。人工授精、体外受精、顕微授精、男性不妊治療が保険診療となり、事実婚にも適用されます。体外受精・顕微授精は、治療開始時点(採卵または移植を計画した時)の女性の年齢が43歳未満の方が適用となります。
※男性側に年齢制限・回数制限はありません。

● 治療の流れと保険適用のイメージ



● 保険適用となるもの

※2022年5月14日現在

	管理・検査	手術・手技	追加手技
一般不妊治療	● 一般不妊治療管理料	● 人工授精	
生殖補助医療	● 抗ミュラーホルモン (AMH) ● 生殖補助医療管理料	● 採卵術 ● 体外受精 ● 顕微授精 ● 受精卵・胚培養 ● 胚盤胞培養 ● 新鮮胚移植	● 胚凍結保存 ● 凍結・融解胚移植 ● 胚凍結保存維持 (凍結更新料)
男性不妊	● Y染色体微小欠失検査	● 精巣内精子採取術	● 卵子活性化 ● アシステッドハッチング (着床補助操作) ● 高濃度ヒアルロン酸含有培養液

これまで当院が行ってきた治療の中には、上記に含まれていない保険適用外(自費診療)となる治療もございます。保険診療と自費診療は同時に行うこと(混合診療)は認められていませんので、診療内容に1つでも自費診療の項目があると、保険の部分についても自費となります。

令和4年度4月よりタイムラプスの使用、子宮内膜刺激胚移植法(SEET法)が先進医療として保険と併用し自費診療が可能となりました。二段階胚移植法につきましては、当院の方針が決まり次第お知らせいたします。

● 保険診療の費用について

保険適用後は、治療費が1～3割負担となり、さらに1カ月の自己負担額に上限を設ける高額医療費制度の使用も可能となります。(高額医療費制度を使用した場合:年収約370万～770万円の方は1カ月の自己負担額が8万円程度に収まります。詳しくは「高額医療制度」でお調べください。)